



「約30万円の月給から通常  
の社保料を天

引きしながら、事業主は月給8万円への訂正届を出して減額した保険料しか納めていなかったため

に年金額が減った…」として会社と国を訴えている裁判で、会社側は「社保事務所の指導に従った…」との答弁書を出している事が報じられました。これに似た事例は確かにあります。社保料の滞納が半年も続くと4~5名

「社保の被保険者が4人までの法人事業所の代表者等が労災事故にあった時、従業員と同様の仕事をしているのであれば当面の措置として健康保険の給付対象にする…」との通達を厚労省と社会保険庁が出しました。今年7月1日以降に発生した傷病について適用するが、労災保険の休業補償にあたる”傷病手当金”については一切支給しないし、労災保険に特別加入している者や労働者性のある役員で通常の労災

## 保険料が! 社保事務所の対応 払えない! 社保に問題は...?



## 健保でも法人4人代表者の 使える!? 法人以下労災事故

の事業所でも、滞納額は百万円を優に超えます。すると徴収係の担当者は事業主を呼び出し社保から国保へ移るよう指導します。その際、社員と役員で社保をやめる時期をずらし、役員については

過去に遡って喪失するよう求める事が実際にありました。滞納を少しでも減らしたいという事でしょうが、その間かかっている医療費はどう処理せよというのでしょうか? お役所仕事とはいえ、冷たい行政の一面が見えます。

保険がきく者は対象にしない…との条件付きです。これは、社保と違って国保は業務上外を問わず保険が使えるが社保は業務外しか保険が使えないため、社保加入の零細な法人の事業主は無保険の状態に置かれている事が問題になっていたからです。当面の措置という意味がよく分かりませんが、一応の朗報です。最後になりましたが暑中お見舞い申し上げます!

